

(別紙)

輸出検査実施要領（令和5年2月20日付け4消安第5904号消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正	現 行
(目的及び定義) 第1 (略) 2～4 (略) <u>5 この要領で「物品」とは、法第2条第1項に規定する植物（次に掲げるものを除く。）を除くものをいう。</u> <u>(1) 植物検疫措置に関する国際基準（以下「ISPM」という。）32のAnnex Iにおいて例示される一定の規格に基づく高度な加工がなされた植物（以下「高度加工品」という。）</u> <u>(2) 輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）第6条各号に掲げる物</u> (区分別検査の申請) 第2 (略) 2～4 (略) 5 植物防疫官又は登録検査機関は、1、2又は3により提出された区分別検査に関する申請書に必要な情報の全てが記載されていることについて確認を行うものとする。ただし、消毒検査又は精密検査においては、輸入国が要求する消毒又は検査の内容が不明確な場合は、次に掲げる情報が適切に記載されていることについて確認を行うものとし、必要があると認めたときは、当該区分別検査申請者に対し、当該区分別検査に関する申請書に記載される消毒又は検査の内容に問題がないかの確認を輸入国に対して行うよう求めるものとする。 (1) 消毒検査	(目的及び定義) 第1 (略) 2～4 (略) (新設) (区分別検査の申請) 第2 (略) 2～4 (略) 5 植物防疫官又は登録検査機関は、1、2又は3により提出された区分別検査に関する申請書に必要な情報の全てが記載されていることについて確認を行うものとする。ただし、消毒検査又は精密検査においては、輸入国が要求する消毒又は検査の内容が不明確な場合は、次に掲げる情報が適切に記載されていることについて確認を行うものとし、必要があると認めたときは、当該区分別検査申請者に対し、当該区分別検査に関する申請書に記載される消毒又は検査の内容に問題がないかの確認を輸入国に対して行うよう求めるものとする。 (1) 消毒検査

検査の対象となる植物等（以下「検査対象植物等」という。）に応じた輸入植物検疫規程別表第3に規定する消毒方法等

(2) 精密検査

次のいずれかに該当するもの

ア ISPM等の国際基準

イ・ウ （略）

別表1（第4関係）

区分別検査の方法

区分	検査の方法
栽培地検査	1) （略）
	2) 栽培地検査に関する申請書に記載されている植物を目視により検査する。この際、栽培地の地形、傾斜、風雨の状況等に鑑み、有害動植物の発生の可能性の高い地点が認められる場合には、当該地点を重点的に検査する。食害痕、萎縮、枯れ、軟腐、病斑等の有害動植物による寄生が疑われる植物が認められた場合には、当該植物及び必要に応じて周辺の植物を詳細に検査し、輸入国が栽培地検査の対象とする有害動植物の確認を行う。また、必要に応じて寄生が疑われる植物の部位等を採取・分離し、文献情報、 <u>ISPM等の国際基準</u> 、公表論文等に基づき同定を行う。
	3)・4) （略）
(略)	(略)

検査の対象となる植物等（以下「検査対象植物等」という。）に応じた輸入植物検疫規程（昭和25年7月8日農林省告示第206号）別表第3に規定する消毒方法等

(2) 精密検査

次のいずれかに該当するもの

ア 植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）等の国際基準

イ・ウ （略）

別表1（第4関係）

区分別検査の方法

区分	検査の方法
栽培地検査	1) （略）
	2) 栽培地検査に関する申請書に記載されている植物を目視により検査する。この際、栽培地の地形、傾斜、風雨の状況等に鑑み、有害動植物の発生の可能性の高い地点が認められる場合には、当該地点を重点的に検査する。食害痕、萎縮、枯れ、軟腐、病斑等の有害動植物による寄生が疑われる植物が認められた場合には、当該植物及び必要に応じて周辺の植物を詳細に検査し、輸入国が栽培地検査の対象とする有害動植物の確認を行う。また、必要に応じて寄生が疑われる植物の部位等を採取・分離し、文献情報、 <u>植物検疫措置に関する国際基準（以下「ISPM」という。）等の国際基準</u> 、公表論文等に基づき同定を行う。
	3)・4) （略）
(略)	(略)

目視検査	1)～4) (略) 5) 検査は輸出時の荷姿の状態で行う。ただし、ペレットシード（コーティングシード）、マットシード、ロープシード、缶詰種子、<u>小売り用小袋に封入された種子</u>、缶詰球根及び缶詰サボテン並びにこれらに準ずる加工品については、コーティング等の加工、<u>缶詰及び封入前の状態のものを検査に用いることができるものとする</u>。また、加工、<u>缶詰及び封入前の状態のものを検査に用いる場合</u>、現物の外装確認（輸出される荷姿の確認）を行うこととする。 6) (略) 7) <u>物品及び規則第4条第5号に掲げる植物（以下「凍結植物」という。）について目視検査を実施する場合には、目視によるほか、情報通信機器によるリアルタイムの映像送信及び双方向の通話が可能な情報通信手段（以下「リモート手段」という。）により検査を実施することができる。</u> 8) 物品のうち、きのこ類であって小売り容器に密閉されたもの、海藻類、<u>高度加工品及び凍結植物</u>については、3)の抽出による検査を必要としない。この際には、目視（リモート手段を含む。）による<u>2)の確認に加え、必要に応じ、加工の程度をこん包の表示や関係書類等の確認又は同種の物品であって輸出又は再輸出の申請を行わないものの確認により検査する。</u> <u>9) 7)の結果、検査荷口の状態から有害動植物、土等の付着が疑われる場合、リモート手段の通信不良により検査荷口の加工状態が判断できない場合等、必要があると判断される場合は、3)に準じて目視による検査を行うものとする。</u> <u>10) 8)に掲げるもの、中古農業機械及び製材以外の物品の検査の数量については、規程別表第2の15に掲げる検査の数量を準用する。</u>	目視検査	1)～4) (略) 5) 検査は輸出時の荷姿の状態で行う。ただし、ペレットシード（コーティングシード）、マットシード、ロープシード、缶詰種子、缶詰球根及び缶詰サボテン並びにこれらに準ずる加工品については、コーティング等の加工<u>や缶詰前の状態のものを検査に用いることができるものとする</u>。また、加工<u>や缶詰前の状態のものを検査に用いる場合</u>、現物の外装確認（輸出される荷姿の確認）を行うこととする。 6) (略) 7) <u>物品に関する目視検査であって、申請者が過去に物品に関し第5の目視検査に関する報告書又は第8の植物検疫証明書の交付を受けたことがある場合には、情報通信機器によるリアルタイムの映像送信及び双方向の通話が可能な情報通信手段により検査を実施することを可能とするものとする。</u> 8) 物品のうち、きのこ類であって小売り容器に密閉されたもの、海藻類及び<u>一定の規格（※）に基づく高度な加工がなされたもの</u>については、3)の抽出による検査を必要としない。この際には、目視に加え、必要に応じ、加工の程度をこん包の表示や関係書類等の確認又は同種の物品であって輸出又は再輸出の申請を行わないものの確認により検査する。 <u>（※）ISPM32のAnnex Iにおいて例示されるような、有害動植物の付着の可能性を生じさせない加工法（新設）</u> <u>9) 8)に掲げるもの及び中古農業機械以外の物品の検査の数量については、規程別表第2の15に掲げる検査の数量を準用する。</u>
------	---	------	---

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。